

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
労働統計の改善（労働力統計と毎月勤労統計）	該当なし
委員意見	<p>＜第106回統計委員会（平成29年2月23日）＞</p> <p>米国のBLS（労働統計局）では、世帯統計と事業所統計を有機的に組み合わせて労働統計を発表している。日本では、厚生労働省の毎月勤労統計と総務省の労働力統計は同じ労働統計であるが、統一感がなく、相互に補完していないことから、長期的には両統計を有機的に統合するような方策が必要ではないかと考える。</p>
各種研究会等での指摘	
総務省と厚生労働省の今後の取組の方向性	<p>統計利用者の利便性向上に資する観点から、労働力調査と毎月勤労統計調査のそれぞれの特徴を整理し、分かりやすい説明等をウェブサイト等に掲載していくとともに、ウェブサイトに相互のリンクを貼る等、見せ方の工夫について検討する。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<p>○ 統計利用者の利便性向上に資する観点から、労働力調査と毎月勤労統計調査の違い等を明確に整理し、ウェブサイトにおける両調査の提供方法を工夫することが必要ではないか。</p> <p>＜基本的な考え方＞</p> <p>○ 総務省及び厚生労働省は、労働力調査と毎月勤労統計調査の調査や調査事項の相違を明確に整理するとともに、ウェブサイトにおいて相互のリンクを貼る等、利用者の利便性向上に向けた方策の具体化を検討し、情報提供の充実に努める。</p>
備考（留意点等）	

# 労働力調査の概要

## 調査の目的

国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

## 調査の概要

### 調査の沿革

➤ 昭和21年9月に試験的に開始し、22年7月から本格的に実施（毎月）

### 調査期日

➤ 毎月末日（12月は26日）現在  
 ※ 就業状態については毎月の末日に終わる1週間（12月は20日から26日までの1週間）

### 調査範囲及び報告者数

➤ 基礎調査票：全国の世帯及び世帯員  
**約4万世帯（約11万人）**  
 （母集団：約5,000万世帯、約1億3,000万人）

➤ 特定調査票：全国の世帯及び15歳以上の世帯員  
**約1万世帯（約2万5,000人）**  
 （母集団：約5,000万世帯、約1億1,000万人）

※ 調査対象世帯は、基礎調査票を毎回（1年目（連続する2か月）、2年目（1年目と同一の連続する2か月）の計4か月）記入するが、特定調査票は2年目の2か月目のみ記入する。

### 調査系統

➤ 総務省－都道府県－統計調査員－報告者

### 調査方法

➤ 調査員が世帯ごとに調査票を配布し、世帯は調査票を調査員へ提出

### 調査事項

- 基礎調査票  
 就業状態、所属の事業所の事業の種類等、仕事の種類、従業上の地位、雇用形態、就業時間及び就業日数、求職状況 など
- 特定調査票  
 非正規の雇用者が現職の雇用形態についている理由、仕事からの年間収入、仕事につけない理由、求職活動の期間、就業希望の有無 など

### 結果公表

- 基本集計（基礎調査票から集計する結果）
 

月次	調査月の翌月
四半期平均	各四半期最終調査月の翌月
年平均	12月分速報結果公表日
年度平均	3月分速報結果公表日
- 詳細集計（主に特定調査票から集計する結果）
 

四半期平均	各四半期最終調査月の翌々月
年平均	10～12月期平均速報結果公表日

# 毎月勤労統計調査の概要

## 調査の目的

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類から成り、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

## 調査の概要

区分		調査事業所数 (注)	調査 周期	調査事項	抽出方法	調査系統	調査方法			
第一種事業所 (常用労働者を常時30人以上雇用する事業所)	全国調査	約16,700	毎月	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な生産品の名称又は事業の内容</li> <li>企業規模</li> <li>男女別常用労働者数、実労働時間数、現金給与額等</li> </ul>	<b>【母集団情報】</b> 経済センサス-基礎調査 <b>【標本抽出方法】</b> 層化無作為一段抽出 (約3年ごとに、一斉入替え)	厚生労働省 -都道府県 -報告者	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵送調査</li> <li>オンライン調査</li> </ul>			
	地方調査	約21,500								
第二種事業所 (常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所)	全国調査	約16,500						<b>【母集団情報】</b> 経済センサス-基礎調査 <b>【標本抽出方法】</b> 層化無作為二段抽出 (半年ごとに全体の1/3を入れ替えるローテーション・サンプリング)	厚生労働省 -都道府県 -統計調査員 -報告者	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査員調査</li> <li>オンライン調査</li> </ul>
	地方調査	約22,000								
常用労働者を常時1人以上5人未満雇用する事業所	特別調査	約25,000	1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所名</li> <li>主要な生産品の名称又は事業の内容</li> <li>常用労働者ごとの性別、勤続年数、1日の実労働時間数、決まって支給する現金給与額等</li> </ul>	<b>【母集団情報】</b> 経済センサス-基礎調査 <b>【標本抽出方法】</b> 集落抽出	厚生労働省 -都道府県 -統計調査員 -報告者	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査員調査</li> </ul>			

(注) 全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもあり、両者の報告者数の差が、地方調査のみの報告者数である。

(※) 第一種事業所は、約3年間継続して調査する方式だが、その間の新設事業所や30人以上に規模拡大した事業所の状況を調査結果に反映させるとともに、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充のため、毎年1月に追加指定を行っている。